

ITUAJより

ITU関連出版物 最新版発行のお知らせ

国際航海を行う船舶局の備え付け書類については、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に定められ、日本では、電波法第60条において規定されています。具体的な備え付けを要する書類は、電波法施行規則第38条で規定されています。船舶局のITU関連出版物については以下の三種があり、この度、「海岸局及び特別業務局局名録」の最新版が発行されました。2019年版は無効となります。ぜひお求めください。

海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

最新版：2020年版

船舶局及び海上移動業務識別の割当表

最新版：2021年版

海岸局及び特別業務局局名録 ←NEW!

最新版：2021年版

お申し込みはこちら

https://www.ituaj.jp/?page_id=803

ITUジャーナル読者アンケート

アンケートはこちら https://www.ituaj.jp/?page_id=793

編集委員

委員長	亀山 渉	早稲田大学
委員	菅田 洋一	総務省 国際戦略局
〃	山口 大輔	総務省 国際戦略局
〃	石川 幸恵	総務省 国際戦略局
〃	服部 恵二	総務省 総合通信基盤局
〃	中川 拓哉	国立研究開発法人情報通信研究機構
〃	荒木 則幸	日本電信電話株式会社
〃	中山 智美	KDDI株式会社
〃	福本 史郎	ソフトバンク株式会社
〃	熊丸 和宏	日本放送協会
〃	山口 淳郎	一般社団法人日本民間放送連盟
〃	菰田 正樹	通信電線線材協会
〃	中兼 晴香	パナソニック株式会社
〃	牧野 真也	三菱電機株式会社
〃	長谷川一知	富士通株式会社
〃	飯村 優子	ソニーグループ株式会社
〃	神保 光子	日本電気株式会社
〃	中平 佳裕	沖電気工業株式会社
〃	小川 健一	株式会社日立製作所
〃	吉野 絵美	一般社団法人情報通信技術委員会
〃	島田 淳一	一般社団法人電波産業会
顧問	齊藤 忠夫	一般社団法人ICT-ISAC
〃	橋本 明	株式会社NTTドコモ
〃	田中 良明	早稲田大学

編集顧問より

著作権に注意



早稲田大学 基幹理工学部情報通信学科

たなか よしあき
田中 良明

私はかつて出版・編集委員会委員長を20年ほど務めました。学会でも編集関係の業務を長く担当しました。学会業務の半分以上は出版に関する事なので、編集関係の課題は多く、いつも問題になっていることのひとつが著作権です。

A学会の国際会議で論文発表を行い、同じ内容をB学会の論文誌に投稿することはできません。なぜなら、国際会議発表をする際に著作権をA学会に譲渡しており、同じ内容の著作権をB学会にも譲渡すると二重譲渡になるからです。譲渡した論文はもはや他人の論文と同じです。同じ内容の論文を別のところに投稿したら盗作です。他人の論文からの盗作と区別して自己盗作ということもあります。

この自己盗作や二重譲渡が結構頻繁に起こるのです。その最大の原因は、著作権と新規性の混同です。例えば、既発表論文と30%差があれば新規性を認めるという出版社があります。それは、その出版社が投稿を受け付ける際の内規です。それに対し、著作権法は法律です。著作権法では一部でも内容が同じなら著作権侵害です。前に投稿した出版社と同じ出版社に投稿するのなら著作権の問題は生じないので、30%進展した内容であれば投稿を受け付けてもらえます。しかし、別の出版社に投稿するのは、30%進展した内容であっても著作権侵害になります。

従来、学術界では、この種の著作権侵害で訴えられることは稀でした。また、著作権法は親告罪であるため、訴えられなければ罪になりませんでした。しかし、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に著作権法の非親告罪化が盛り込まれ、一部が2018年12月30日に発効しました。学術界で問題となっている著作権侵害はまだ親告罪ですが、非親告罪になるのは時間の問題です。非親告罪になれば警察による逮捕もあり得ます。著作権侵害は結構重い罪で、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金です。警察に逮捕されないよう、著作権には十分気を付けましょう。

ITUジャーナル

Vol.52 No.1 2022年1月1日発行/毎月1回1日発行

発行人 山川 鉄郎

一般財団法人日本ITU協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-17-11

BN御苑ビル5階

TEL.03-5357-7610(代) FAX.03-3356-8170

編集人 岸本淳一、石田直子、清水万里子

編集協力 株式会社クリエイト・クルーズ

©著作権所有 一般財団法人日本ITU協会